別紙３―35の次に、次の別紙を加える。

（別紙３―36　まかじき（中西部太平洋条約海域））

第１　水産資源

水産資源の名称　まかじき（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義　まかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第３条１に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第２　資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「ＷＣＰＦＣ」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントの値とする。

第３　漁獲シナリオ

ＷＣＰＦＣで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

ＷＣＰＦＣで決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業（許可省令第２条第10号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（同省令同条第12号に掲げる漁業をいう。）において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。加えて、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進する。

第５　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２―53及び別紙２―54の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙２―53及び別紙２―54の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

○農林水産省告示第千五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びくにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二日　　農林水産大臣　小泉進次郎

くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びくにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和７管理年度（令和７年９月１日から翌年８月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,254トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
青森県	6,254トンの内数
秋田県	6,254トンの内数
山形県	6,254トンの内数
新潟県	6,254トンの内数
富山県	6,254トンの内数
石川県	6,254トンの内数
福井県	6,254トンの内数
京都府	6,254トンの内数
兵庫県	6,254トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くにずわいがに日本海系群（知事許可水域） 大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,997トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） 日本海くにずわいがに漁業	7,997
くにずわいがに日本海系群（大臣許可水域） その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。